

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字稲干1048番地2

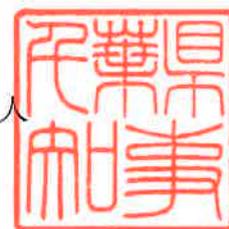
氏名 株式会社 新岡山工業  
代表取締役 田口 孝利

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人

許可の年月日 令和4年9月1日

許可の有効年月日 令和9年8月31日



## 1. 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

## (2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、  
イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、  
ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、  
エ 廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に限る。）、  
オ PCB汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。）、  
カ 特定有害産業廃棄物（ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

## 2. 許可の条件

なし

## 3. 許可の更新又は変更の状況

令和4年9月1日 新規許可

## 4. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

## 5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可証別紙 1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	○			○	○	○
カドミウム又はその化合物	—	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	—	○	○		○	○	○
有機燐化合物					○	○	○
六価クロム化合物	—	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	—	○	○		○	○	○
シアン化合物					○	○	○
PCB					—	—	—
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン				○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン				○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン				○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン				○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン				○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン				○	○	○	○
チウラム					○	○	○
シマジン					○	○	○
チオベンカルブ					○	○	○
ベンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	—	—	—		○	○	○
ダイオキシン類		○	○		○	○	○
1,4-ジオキサン		○		○	○	○	○